(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期 内に完成し、工事目的物を発注者に引渡すものと し、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するため に必要な一切の手段(以下「施工方法等」という。) については、この約款及び設計図書に特別の定め がある場合を除き、受注者がその責任において定 める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密 を漏らしてはならない。
- 5 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申 出、承諾及び解除は、書面により行わなければな らない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間 で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨 は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとす
- 11 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、発注者の所在地を管轄する裁判所をもっ

て合意による専属的管轄裁判所とする。

12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(関連工事の調整)

第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者 の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上 密接に関連する場合において、必要があるときは、 その施工につき、調整を行うものとする。この場 合においては、受注者は、発注者の調整に従い、 当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなけ ればならない。

(請負代金内訳書及び工程表)

- 第3条 受注者は、この契約締結後5日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用 保険に係る法定福利費を明示するものとする。
- 3 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

- 第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各 号のいずれかに掲げる保証を付さなければならな い。ただし、第5号の場合においては、履行保証 保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者 に寄託しなければならない。
- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の

提供

- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、又は発注者が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)の保証
- (4) この契約による債務の履行を保証する公共工 事履行保証証券による保証
- (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。
- 3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第6項において「保証の額」という。) は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。
- 4 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれ かに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第55 条第3項各号に規定する者による契約の解除の場 合についても保証するものでなければならない。
- 5 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 6 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が 変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、 発注者は、保証の額の増額を請求することができ、 受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

- 第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。 ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、工事目的物並びに工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第38条第3項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 3 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。
- 4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、またその使途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第6条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負人の通知等)

第7条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号 又は名称その他必要な事項の通知を請求すること ができる。

(特許権等の使用)

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商

標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督職員)

- 第9条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏 名を受注者に通知しなければならない。監督職員 を変更したときも同様とする。
- 2 監督職員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項の うち発注者が必要と認めて監督職員に委任したも ののほか、設計図書に定めるところにより、次に 掲げる権限を有する。
- (1) 契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
- (2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図 等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等 の承諾
- (3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事 の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検 査(確認を含む。)
- 3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾 は、原則として、書面により行わなければならな い。

5 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、 承諾及び解除については、設計図書に定めるもの を除き、監督職員を経由して行うものとする。こ の場合においては、監督職員に到達した日をもっ て発注者に到達したものとみなす。

(現場代理人及び主任技術者等)

- 第10条 受注者は、現場代理人及び主任技術者等 (建設業法第26条第1項に規定する主任技術者 又は同条第2項に規定する監理技術者若しくは同 条第3項ただし書に規定する監理技術者補佐をい う。以下同じ。)を選定し、その氏名その他必要 な事項を発注者に届けなければならない。専門技 術者(建設業法第26条の2に規定する技術者を いう。以下同じ。)を選定したときも同様とする。
- 2 前項の届出事項に変更があったときは、受注者は 変更届を発注者に提出しなければならない。
- 3 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取り締まりを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 4 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることが出来る。
- 5 受注者は、第3項の規定にかかわらず、自己の有 する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使し ようとするものがあるときは、あらかじめ、当該 権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 6 現場代理人、主任技術者等及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

(履行報告)

第11条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

- 第12条 発注者は、現場代理人がその職務(主任技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。)の執行につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 発注者又は監督職員は、主任技術者等、専門技術者 (これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。)その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著し く不適当と認められるときは、発注者に対して、 その理由を明示した書面により、必要な措置をと るべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があったとき は、当該請求に係る事項について決定し、その結 果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通 知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第13条 工事材料の品質については、設計図書に定 めるところによる。設計図書にその品質が明示さ れていない場合にあっては、中等の品質(営繕工 事にあっては、均衡を得た品質)を有するものと する。

- 2 受注者は、設計図書において監督職員の検査(確認を含む。以下この条において同じ。)を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督職員は、受注者から前項の検査を請求された ときは、請求を受けた日から7日以内に応じなけ ればならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督 職員の承諾を受けないで工事現場外に搬出しては ならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検 査の結果不合格と決定された工事材料について は、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場 外に搬出しなければならない。

(監督職員の立会い及び工事記録の整備等)

- 第14条 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。
- 2 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの 上施工するものと指定された工事については、当 該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に 必要があると認めて設計図書において見本又は工 事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事 材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図 書に定めるところにより、当該見本又は工事写真 等の記録を整備し、監督職員の請求があったとき は、当該請求を受けた日から7日以内に提出しな ければならない。
- 4 監督職員は、受注者から第1項又は第2項の立会 い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を

受けた日から7日以内に応じなければならない。

- 5 前項の場合において、監督職員が正当な理由なく 受注者の請求に7日以内に応じないため、その後 の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督職 員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受け ることなく、工事材料を調合して使用し、又は工 事を施工することができる。この場合において、 受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施 工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真 等の記録を整備し、監督職員の請求があったとき は、当該請求を受けた日から7日以内に提出しな ければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検 査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直 接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

- 第15条 発注者が受注者に支給する工事材料(以下「支給材料」という。)及び貸与する建設機械器具(以下「貸与品」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。
- 2 監督職員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた ときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受 領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた 後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数 量に関しこの契約の内容に適合しないこと(第2 項の検査により発見することが困難であったもの

- に限る。) などがあり使用に適当でないと認めた ときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければ ならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると 認められるときは工期若しくは請負代金額を変更 し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費 用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事 の完成、設計図書の変更等によって不用となった 支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければな らない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与 品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能 となったときは、発注者の指定した期間内に代品 を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還 に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計 図書に明示されていないときは、監督職員の指示 に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

第16条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地(以下「工

事用地等」という。)を受注者が工事の施工上必要とする日(設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日)までに確保しなければならない。

- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者 の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地 等が不用となった場合において、当該工事用地等 に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械 器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は 管理するこれらの物件を含む。以下本条において 同じ。)があるときは、受注者は、当該物件を撤 去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り 片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、 相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用 地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、 発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、 工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことが できる。この場合においては、受注者は、発注者 の処分又は修復若しくは取片付げについて異議を 申し出ることができず、また、発注者の処分又は 修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなけ ればならない。
- 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、 方法等については、発注者が受注者の意見を聴い て定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査 等)

第17条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督職員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督職員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受

- 注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 2 監督職員は、受注者が第13条第2項又は第14 条第1項から第3項までの規定に違反した場合に おいて、必要があると認められるときは、工事の 施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督職員は、工事の施工部 分が設計図書に適合しないと認められる相当の理 由がある場合において、必要があると認められる ときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工 事の施工部分を最小限度破壊して検査することが できる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

- 第18条 受注者は、工事の施工にあたり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。
- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)。
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工 上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的 な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと.
- 2 監督職員は、前項の規定による確認を請求された とき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したと きは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わな ければならない。ただし、受注者が立会いに応じ ない場合には、受注者の立会いを得ずに行うこと ができる。

- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認 された場合において、必要があると認められると きは、次の各号に掲げるところにより、設計図書 の訂正又は変更を行わなければならない。
- (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該 当し設計図書を訂正する必要があれば発注者が行 う。
- (2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を 変更する場合で工事目的物の変更を伴うものは発 注者が行う。
- (3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないものは、発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の変更又は訂正が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第19条 発注者は、必要があるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合においては、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又

- は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)であって、受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると 認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知し て、工事の全部又は一部の施工を一時中止させる ことができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時 中止させた場合において、必要があると認められ るときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は 受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若し くは労働者、建設機械器具等を保持するための費 用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用 を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたとき は必要な費用を負担しなければならない。

(著しく短い工期の禁止)

第21条 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

- 第22条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合に

おいて、必要があると認められるときは、工期を 延長しなければならない。発注者は、その工期の 延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合に おいては、請負代金額について必要と認められる 変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは 必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

- 第23条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。
- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

- 第24条 工期の変更については、発注者と受注者と が協議して定める。ただし、協議開始の日から1 4日以内に協議が整わない場合には、発注者が定 め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者 の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとす る。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日 (第22条の場合にあっては、発注者が工期変更 の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注 者が工期変更の請求を受けた日)から7日以内に 協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、 協議開始の日を定め、発注者に通知することがで きる。

(請負代金額の変更方法等)

- 第25条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者

- の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要 とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担 する必要な費用の額については、発注者と受注者 とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

- 第26条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。
- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額(請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、 請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき 発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協 議開始の日から14日以内に協議が整わない場合 にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により 請負代金額の変更を行った後再度行うことができ る。この場合においては、同項中「請負契約締結 の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負 代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日

本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

- 6 予期することのできない特別の事情により、工期 内に日本国内において急激なインフレーション又 はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不 適当となったときは、発注者又は受注者は、前各 項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求 することができる。
- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注 者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知し なければならない。ただし、発注者が第1項、第 5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日か ら7日以内に協議開始の日を通知しない場合に は、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通 知することができる。

(臨機の措置)

- 第27条 受注者は、災害防止等のため必要があると 認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるとき は、受注者は、あらかじめ監督職員の意見を聴か なければならない。ただし、緊急やむを得ない事 情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督職員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措

置をとった場合において、当該措置に要した費用 のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担 することが適当でないと認められる部分について は、発注者が負担する。

(一般的損害)

第28条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は 工事材料について生じた損害その他工事の施工に 関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項又 は第30条第1項に規定する損害を除く。)につ いては、受注者がその費用を負担する。ただし、 その損害(第59条第1項の規定により付された 保険等によりてん補された部分を除く。)のうち 発注者の責めに帰すべき事由により生じたものに ついては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第29条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第59条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常 避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地 下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼし たときは、発注者がその損害を負担しなければな らない。ただし、その損害のうち工事の施工につ き受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったこと により生じたものについては、受注者が負担する。
- 3 前2項の場合その他工事の施工について第三者 との間に紛争を生じた場合においては、発注者及 び受注者は協力してその処理解決に当たるものと する。

(不可抗力による損害)

- 第30条 工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者と受注者のいずれの責めに帰すことができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具(以下この条において「工事目的物等」という。)に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたとき は、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善 良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの 及び第59条第1項の規定により付された保険等 によりてん補された部分を除く。以下この条にお いて「損害」という。)の状況を確認し、その結 果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額(工事目的物等であって第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第38条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る損害の額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(以下この条において「損害合計額」という。)のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。
- 5 損害の額は、次に掲げる損害につき、それぞれ当 該各号に定めるところにより算定する。
- (1) 工事目的物に関する損害 損害を受けた工事目的物に相応する請負代金

額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し 引いた額とする。

(2) 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常 妥当と認められるものについ

て、当該工事で償却することとしている償却費の額 から損害を受けた時点におけ

る工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた 額とする。ただし、修繕により

その機能を回復することができ、かつ、修繕費の額 が上記の額より少額であるも

のについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積 した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害 の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該 損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請 負代金額の100分の1を超える額」とあるのは 「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは 「請負代金額の100分の1を超える額から既に 負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」 とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差 し引いた額を」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第31条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第20条まで、第22条、第23条、第26条から第28条まで、前条又は第34条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者

とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14日以内に協議が整わない場合には、発注者が 定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者 の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければな らない。ただし、発注者が請負代金額の増額すべ き事由又は費用の負担すべき事由が生じた日から 7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、 受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知す ることができる。

(検査及び引渡し)

- 第32条 受注者は、工事を完成したときは、その旨 を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者又は、発注者が検査を行う者として定めた者(以下「検査員」という。)は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する 費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないとき は、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払い の完了と同時に行うことを請求することができ る。この場合においては、受注者は、当該請求に 直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないとき は、直ちに修補して発注者の検査を受けなければ

ならない。この場合においては、修補の完了を工 事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

(請負代金の支払い)

- 第33条 受注者は、前条第2項(同条第6項後段の 規定により適用される場合を含む。第3項におい て同じ。)の検査に合格したときは、請負代金の 支払いを請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったとき は、請求を受けた日から40日以内に請負代金を 支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第 2項の期間内に検査をしないときは、その期限を 経過した日から検査をした日までの期間の日数 は、前項の期間(以下この項において「約定期間」 という。)の日数から差し引くものとする。この 場合において、その遅延日数が約定期間の日数を 超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間 の日数を超えた日において満了したものとみな す。

(部分使用)

- 第34条 発注者は、第32条第4項又は第5項の規 定による引渡し前においても、工事目的物の全部 又は一部を受注者の承諾を得て使用することがで きる。
- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分 を善良な管理者の注意をもって使用しなければな らない。
- 3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部 又は一部を使用したことによって受注者に損害を 及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければな らない。

(前金払及び中間前金払)

第35条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の 工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払 金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、発注者が別に定める基準に基づいて、請負代金の10分の4以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

- 2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 3 発注者は、第1項の規定による請求があったとき は、請求を受けた日から14日以内に前払金を支 払わなければならない。
- 4 受注者は、第1項の規定による前払金の支払いを 受けた後、保証事業会社と中間前払金に関する保 証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託し て、請負代金額の10分の2以内の中間前払金の 支払いを発注者に請求することができる。
- 5 第2項及び第3項の規定は、前項の場合について 準用する。
- 6 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4 (第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6から受領済みの前払金額(第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金の額を含む。次項及び次条において同じ。)を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金(中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第37条まで、第41条及び第54条において同じ。)の支払いを請求することができる。この場合においては、第3項の規定を準用する。
- 7 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合に おいて、受領済みの前払金額が減額後の請負代金 額の10分の5 (第3項の規定により中間前払金 の支払いを受けているときは10分の6) に相当

- する額を超えるときは、受注者は、請負代金額が 減額された日から30日以内に、その超過額を返 環しなければならない。
- 8 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが 前払金の使用状況からみて著しく不適当であると 認められるときは、発注者と受注者が協議して返 還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が 減額された日から7日以内に協議が整わない場合 には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 9 発注者は、受注者が第7項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、この契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率(以下「財務大臣が決定する率」という。)で計算した額(当該額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)の遅延利息の支払いを請求することができる。

(保証契約の変更)

- 第36条 受注者は、前条第6項の規定により受領済 みの前払金額に追加してさらに前払金の支払いを 請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更 し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければ ならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額 が減額された場合において、保証契約を変更した ときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託 しなければならない。
- 3 受注者は、第1項又は第2項の規定による保証証 書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保 証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者 が認めた措置を講ずることができる。この場合に おいて、受注者は、当該保証証書を寄託したもの とみなす。

4 受注者は、前払金の変更を伴わない工期の変更が 行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証 事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第37条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、 労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工 事において償却される割合に相当する額に限 る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労 働者災害補償保険料及び保証料に相当する額と して必要な経費以外の支払いに充当してはなら ない。ただし、平成28年4月1日以降、新たに 請負契約を締結する工事に係る前払金について は、前払金の100分の25を超える額及び中間 前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管 理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係 る支払いに充当することができる。

(部分払)

- 第38条 受注者は、工事の完成前に、出来高部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料(第13条第2項の規定により監督職員の検査を要するものにあっては当該検査に合格したもの、監督職員の検査を要しないものにあっては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。)に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中回を超えることができない。
- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来高部分又は工事現場に搬入済みの工事材料の確認を発注者に請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通

- 知しなければならない。この場合において、発注 者は、必要があると認められるときは、その理由 を受注者に通知して、出来高部分を最小限度破壊 して検査することができる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する 費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。部分払金の額≦第1項の請負代金相当額×(9/10-前払金額/請負代金額)
- 7 第5項の規定により部分払金の支払いがあった 後、再度部分払の請求をする場合においては、第 1項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請 負代金相当額から既に部分払の対象となった請負 代金相当額を控除した額」とするものとする。

(部分引渡し)

- 第39条 工事目的物について、発注者が設計図書に おいて工事の完成に先だって引渡しを受けるべき ことを指定した部分(以下「指定部分」という。) がある場合において、当該指定部分の工事が完了 したときについては、第32条中「工事」とある のは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」 とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同 条第5項及び第33条中「請負代金」とあるのは 「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、こ れらの規定を準用する。
- 2 前項の規定により準用される第33条第1項の 規定により請求することができる部分引渡しに係 る請負代金の額は、次の式により算定する。この

場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、 発注者が前項の規定により準用される第33条第 1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整 わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額

=指定部分に相応する請負代金の額×(1-前払 金額/請負代金額)

(債務負担行為又は継続費に係る契約の特則)

- 第40条 債務負担行為又は継続費に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払いの限度額(以下「支払限度額」という。)は、別に定めるところによる。
- 2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、別に定めるところによる。
- 3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるとき は、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額 を変更することができる。

(債務負担行為又は継続費に係る契約の前金払及び 中間前金払の特則)

第41条 債務負担行為又は継続費に係る契約の前金払及び中間前金払については、第35条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期(最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末)」と、同条及び第36条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額(前会計年度末における第38条第1項の請負代金相当額(以下この条及び次条において「請負代金相当額」という。)が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額)」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度(以下「契約会計年度」という。)以

外の会計年度においては、受注者は、予算の執行 が可能となる時期以前に前払金及び中間前払金の 支払いを請求することができない。

- 2 前項の場合において、契約会計年度について前払金及び中間前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときは、同項の規定により準用される第35条第1項及び第3項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金及び中間前払金の支払いを請求することができない。
- 3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金及び中間前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときは、同項の規定により準用される第35条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分及び中間前払金相当分(円以内)を含めて前払金及び中間前払金の支払いを請求することができる。
- 4 第1項の場合において、前会計年度末における請 負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に 達しないときには、同項の規定により準用される 第35条第1項の規定にかかわらず、受注者は、 請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額 に達するまで当該会計年度の前払金及び中間前払 金の支払いを請求することができない。
- 5 第1項の場合において、前会計年度末における請 負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に 達しないときには、その額が当該出来高予定額に 達するまで前払金及び中間前払金の保証期限を延 長するものとする。この場合においては、第36 条第3項の規定を準用する。

(債務負担行為又は継続費に係る契約の部分払の 特則)

第42条 債務負担行為又は継続費に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に前会計年

度末における請負代金相当額が前会計年度までの 出来高予定額を超えた額(以下「出来高超過額」 という。)について部分払を請求することができ る。ただし、契約会計年度以外の会計年度におい ては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以 前に部分払の支払いを請求することができない。

- 2 この契約において、前払金及び中間前払金の支払 いを受けている場合の部分払金の額については、 第38条第6項及び第7項の規定にかかわらず、 次の式により算定する。
- (1) 前払金の支払いを受けている場合
 部分払金の額≦請負代金相当額×9/10 (前会計年度までの支払金額+当該会計年度
 の部分払金額) -{請負代金相当額-(前会計年度までの出来高予定額+出来高超過額)}×
 当該会計年度前払金額/当該会計年度の出来
 高予定額
- (2) 前払金及び中間前払金の支払いを受けている 場合

部分払金の額≦請負代金相当額×9/10-前会計年度までの支払金額-(請負代金相当額-前会計年度までの出来高予定額)×(当該会計年度前払金額+当該会計年度の中間前払金額)/当該会計年度の出来高予定額

3 各会計年度において、部分払を請求できる回数 は、次のとおりとする。

 年度
 回

 年度
 回

 年度
 回

(第三者による代理受領)

- 第43条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の 全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とす ることができる。
- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の

明記がなされているときは、当該第三者に対して 第33条(第39条において準用する場合を含 む。)又は第38条の規定に基づく支払いをしな ければならない。

(前払金等の不払に対する工事中止)

- 第44条 受注者は、発注者が第35条、第38条又は第39条において準用される第33条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

- 第45条 発注者は、引き渡された工事目的物が種類 又は品質に関して契約の内容に適合しないもの (以下「契約不適合」という。)であるときは、 受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡し による履行の追完を請求することができる。ただ し、その履行の追完に過分の費用を要するときは、 発注者は履行の追完を請求することができない。
- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当 な負担を課するものでないときは、発注者が請求 した方法と異なる方法による履行の追完をするこ とができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の

追完がないときは、発注者は、その不適合の程度 に応じて代金の減額を請求することができる。た だし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催 告をすることなく、直ちに代金の減額を請求する ことができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に 表示したとき。
- (3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

- 第46条 発注者は、工事が完成するまでの間は、 次条、第48条又は第48条の2の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除すること ができる。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

- 第47条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- (1) 第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- (2) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を

過ぎても工事に着手しないとき。

- (3) 工期内に完成しないとき又は工期経過後相 当の期間内に工事を完成する見込みがないと認 められるとき。
- (4) 第10条第1項に掲げる者を設置しなかっ たとき。
- (5) 正当な理由なく、第45条第1項の履行の 追完がなされないとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違 反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

- 第48条 発注者は、受注者が次の各号のいずれか に該当するときは、直ちにこの契約を解除するこ とができる。
- (1) 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) 第5条第4項の規定に違反して譲渡により 得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。
- (3) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (4) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (5) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の 履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (6) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (7) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

- (8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその 債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても 契約をした目的を達するのに足りる履行がされ る見込みがないことが明らかであるとき。
- (9) 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等(暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- (10) 第51条又は第52条の規定によらないで この契約の解除を申し出たとき。
- (11) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、 その構成員のいずれかの者。以下この号において 同じ。)が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 受注者(受注者が法人である場合には、そ の役員又はその支店若しくは営業所(常時建 設工事の請負契約を締結する事務所をい う。)の代表者を、法人以外の団体である場 合には、代表者、理事等、その他経営に実質 的に関与している者を、個人である場合に は、その者をいう。以下同じ。)が、暴力団 若しくは暴力団員等であると認められると き、又は暴力団若しくは暴力団員等が経営に 実質的に関与していると認められるとき。
 - ロ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正 の利益を図る目的又は第三者に損害を加え る目的をもって、暴力団等(暴力団及び暴力 団員等並びに暴力団及び暴力団員等と密接 な関係を有する者をいう。以下同じ。)を利 用するなどしたと認められるとき。
 - ハ 役員等が、暴力団等に対して資金等を供給 し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは 積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若し

くは関与していると認められるとき。

- 二 役員等が暴力団等と社会的に非難される べき関係を有していると認められるとき。
- ホ 役員等が、暴力団、暴力団員等又は、イから二のいずれかに該当する法人等(法人その他の団体又は個人をいい、鎌ケ谷市入札参加業者適格者名簿に登載されているか否かを問わない。)であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- へ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その 他の契約にあたり、その相手方がイからホま でのいずれかに該当することを知りながら、 当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当 する者を下請契約又は資材、原材料の購入契 約その他の契約の相手方としていた場合(へ に該当する場合を除く。)に、発注者が受注 者に対して当該契約の解除を求め、受注者が これに従わなかったとき。

(談合その他の不正行為に係る発注者の解除権)

- 第48条の2 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに契約を解除することができる。
- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項の規定による措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は独占禁止法第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。
- (2) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、 その役員又はその使用人)が刑法(明治40年法 律第45号)第96条の6又は同法第198条の 規定による刑が確定したとき。
- 2 受注者が協同組合及び共同企業体(以下「協同

組合等」という。)である場合における前項の規 定については、その代表者又は構成員が同項各号 のいずれかに該当した場合に適用する。

- 3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合 に伴う措置については、第54条を準用する。
- 第49条 発注者は、第47条又は前条の規定により受注者とこの契約を解除する場合において、受注者の所在を確認できないときは、鎌ケ谷市公告式条例(昭和25年条例第13号)第3条に定める掲示場にその旨を掲示することにより、受注者への通知に代えることができるものとする。この場合におけるその効力は、掲示の日から14日を経過したときに生ずるものとする。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第50条 第47条、第48条又は第48条の2に 定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によ るものであるときは、発注者は、第47条、第4 8条又は第48条の2の規定による契約の解除 をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第51条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

- 第52条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 第19条の規定により設計図書を変更した

ため請負代金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5(工期の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第53条 第51条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

- 第54条 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来高部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び検査済工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来高部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来高部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する 費用は、受注者の負担とする。
- 3 第1項の場合において、第35条(第41条において準用する場合を含む。)の規定による前払金 又は中間前払金があったときは、当該前払金の額 及び中間前払金の額(第38条及び第42条の規 定による部分払をしているときは、その部分払に おいて償却した前払金の額及び中間前払金の額を 控除した額)を同項前段の出来高部分に相応する 請負代金額から控除する。この場合において、受 領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰が あるときは、受注者は、解除が第47条、第48

条又は第48条の2若しくは次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、財務大臣が決定する率で計算した額(当該額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)の利息を付した額を、解除が第46条、第51条又は第52条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

- 4 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来高部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された 場合において、貸与品があるときは、当該貸与品 を発注者に返還しなければならない。この場合に おいて、当該貸与品が受注者の故意又は過失によ り滅失又はき損したときは、代品を納め、若しく は原状に復して返還し、又は返還に代えてその損 害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された 場合において、工事用地等に受注者が所有又は管 理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の 物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件 を含む。以下本条において同じ。)があるときは、 受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用 地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さ なければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、 相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用 地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、

発注者は、受注者に代わって当該物件を処分(支給材料又は貸与品を回収することを含む。以下本条において同じ。)し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第47条、第48条又は第48条の2若しくは次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第46条、第51条又は第52条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、 解除に伴い生じる事項の処理については発注者 及び受注者が民法の規定に従って協議して決め る。

(発注者の損害賠償請求等)

- 第55条 発注者は、受注者が次の各号のいずれか に該当するときは、これによって生じた損害の賠 償を請求するものとする。
- (1) 工期内に工事を完成することができないとき。
- (2) この工事目的物に契約不適合があるとき。
- (3) 第47条、第48条又は第48条の2の規 定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除 されたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に 従った履行をしないとき又は債務の履行が不能 であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の

損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10 分の1に相当する額を違約金として発注者の指 定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第47条、第48条又は第48条の2の規 定により工事目的物の完成前にこの契約が解除 されたとき。
- (2) 工事目的物の完成前に、受注者がその債務 の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事 由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第 154号)の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号の場合に該当し、発注者が損害の 賠償を請求する場合の請求額においては、請負代 金額から出来形部分に相応する請負代金額を控 除した額につき、遅延日数に応じ、財務大臣が決 定する率で計算した額(当該額に100円未満の 端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とす
- 6 第2項の場合(第48条第9号、第11号又は 第48条の2の規定により、この契約が解除され た場合を除く。)において、第4条の規定により

契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証 金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(談合その他の不正行為に係る賠償金の支払い)

- 第55条の2 受注者は、第48条の2第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に該当する額を発注者が指定する期限までに支払わなければならない。受注者が契約を履行した後も同様とする。ただし、第48条の2第1項第1号において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号及び同項第6号に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売である場合その他発注者が特に必要と認める場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、発注者は、発注者の 生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の 額を超える場合においては、受注者に対しその超 過分につき賠償を請求することができる。
- 3 前2項の規定は、この契約による履行が完了し た後においても適用するものとする。
- 4 第1項又は第2項の場合において、受注者が協同組合等であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して発注者に支払わなければならない。受注者が既に協同組合等を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

(受注者の損害賠償請求等)

第56条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない

事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第51条又は第52条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第33条第2項(第39条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、財務大臣が決定する率で計算した額(当該額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

- 第57条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第32条第4項又は第5項(第39条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。
- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等をすることができる。
- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、 請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根 拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思 を明確に告げることで行う。
- 4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適 合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第

- 7項において「契約不適合責任期間」という。) の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知 した場合において、発注者が通知から1年が経過 する日までに前項に規定する方法による請求等 をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等 をしたものとみなす。
- 5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行った ときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関 し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に 必要と認められる請求等をすることができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又 は重過失により生じたものであるときには適用 せず、契約不適合に関する受注者の責任について は、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責 任期間については適用しない。
- 8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適 合があることを知ったときは、第1項の規定にか かわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなけれ ば、当該契約不適合に関する請求等をすることは できない。ただし、受注者がその契約不適合があ ることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する 法律(平成11年法律第81号)第94条第1項 に規定する住宅新築請負契約である場合には、工 事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関す る法律施行令(平成12年政令第64号)第5条 に定める部分の瑕疵(構造耐力又は雨水の浸入に 影響のないものを除く。)について請求等を行う ことのできる期間は、10年とする。この場合に おいて、前各項の規定は適用しない。
- 10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適当であることを知りながらこれを通知しなかった

ときは、この限りでない。

(賃金不払等に関する勧告)

- 第58条 発注者は、受注者の下請人が当該工事に対する賃金の支払いを遅滞した場合において、必要があると認められるときは、受注者に対して支払いを遅滞した賃金のうち、当該工事における労働の対価として適正と認められる賃金相当額を立替払すること、その他の適切な措置を講ずることを勧告することができる。
- 2 発注者は、受注者の下請人が、当該工事の施工に 関し、他人に損害を加えた場合において、必要が あると認められるときは、受注者に対して、当該 他人が受けた損害につき、適正と認められる金額 を立替払いすること、その他の適切な措置を講ず ることと勧告することができる。

(火災保険等)

- 第59条 受注者は、工事目的及び工事材料(支給材料を含む。以下この条において同じ。)等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。)に付さなければならない。
- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結した ときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに 発注者に提示しなければならない。
- 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の 規定による保険以外の保険に付したときは、直ち にその旨を発注者に通知しなければならない。

(あっせん又は調停)

第60条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争が生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による千葉県建設工事紛争審査会

(以下次条において「審査会」という。) のあっせん又は、調停によりその解決を図る。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者等、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施行又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5条の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第61条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が 前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解 決する見込みがないと認めたときは、同条の規定 にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲 裁に対し、その仲裁判断に服する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第62条 この約款において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(補則)

第63条 この約款に定めのない事項については、 必要に応じて発注者と受注者とが協議して定め る。

工事妨害又は不当要求に対する措置に関する特約 (建設工事用)

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約と一体をなす。

(工事妨害又は不当要求に対する措置)

- 第2条 契約の相手方(以下「受注者」という。)は、工事の施工にあたり、以下 の事項を遵守しなければならない。
 - (1)暴力団等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定するものをいう。以下同じ。)から工事妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに鎌ケ谷市(以下「発注者」という。)に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。
 - (2) 受注者の下請業者が暴力団等から工事妨害又は不当要求を受けた場合は、 毅然として拒否し、受注者に速やかに報告するよう当該下請業者を指導する こと。また、下請業者から報告を受けた際は、速やかに発注者に報告すると ともに、所轄の警察に届け出ること。

(遵守義務違反)

第3条 発注者は、受注者が前条に違反した場合は、鎌ケ谷市建設工事請負業者等 指名停止措置規程(平成7年鎌ケ谷市訓令第15号)の定めるところにより、指 名停止の措置を行う。受注者の下請業者が報告を怠った場合も同様とする。

(管轄警察署への照会等)

第4条 発注者が締結する契約から、暴力団等の排除を目的として、必要と認める場合には、鎌ケ谷市入札契約等に係る暴力団対策措置要綱(平成28年鎌ケ谷市告示第12号)の定めるところにより、発注者の管轄する警察署に対し措置要件に関する照会ができるものとする。